○○○○（施設名）原子力災害時避難計画

第１章　総則

（目的）

第１条　この計画は、宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕第２章第１３節に基づき、○○○○（以下「施設」という。）における原子力災害対策について必要な事項を定め、東北電力株式会社女川原子力発電所の原子力事故による災害から、施設利用者および職員を安全かつ迅速に避難させることを目的とする。

|  |
| --- |
| （解説）・　原子力災害単独の避難計画のみならず 、既に策定している自然災害に対する防災対策と連動した、原子力災害と自然災害との複数事象に同時に対処する複合災害対策についても検討するようにしてください。 |

（適用範囲）

第２条　この計画は、施設利用者および職員に適用する。

（施設管理者の役割）

第３条　施設管理者は、本計画に基づき、施設職員を指揮し、原子力災害対策を総合的に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

（施設職員の役割）

第４条　施設職員は、施設管理者の指揮のもと、利用者等の人命の確保のため、本計画に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

（施設利用者の役割）

第５条　施設利用者は、原子力災害から身を守るため、施設管理者および施設職員の指示に従うものとする。

（地域住民等との連携協力）

第６条　原子力災害対策の実施については、行政機関、近隣他施設、地域住民および入所者の家族等と十分連携協力して行うものとする。

|  |
| --- |
| （解説）* 原子力災害時において施設の孤立を防ぎ、安全かつ迅速な避難を行うために、避難訓練等への参加を地域の自主防災組織に要請するなど平常時から地域との協力体制を構築するよう努めること。
 |

第２章　原子力災害事前対策

（原子力災害対策委員会の設置等）

第７条　施設における原子力災害対策の総合的な推進を図るため、施設管理者を委員長とする原子力災害対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

２　委員会の下に、委員長の指名する者を責任者とする情報班、教育班、訓練班、備蓄・点検班を設置する。なお、各班の責任者を委員会の委員とする。

３　委員会は、施設に防災対策を審議する組織が別にあるときは、これに替えることができる。

|  |
| --- |
| （解説）* 原子力災害には組織として対処する必要があるので、施設内での体制づくりおよび職員間での情報共有を図るため、施設管理者と入所者の状況を熟知した職員で構成する委員会等を設置するなど、施設内の全部門、全職種からの参加を得て、原子力災害対策を検討すること。
* 委員会等には、原子力災害対策上で必要と思われる、情報収集伝達体制の整備、防災教育、避難訓練、物資等の備蓄などの活動ごとに班を組織して検討を重ねること。
* 委員会等は、施設の規模、入所者および職員数を考慮して、実態に合った組織とすること。
 |

（委員会の開催等）

第８条　委員会は、○箇月に１回開催する。ただし、緊急に開催する必要がある場合には、その都度委員長が招集する。

２　委員会は、次の各号について審議検討するものとする。

（１）原子力災害避難計画の作成、検証および改定に関すること。

（２）原子力災害時緊急連絡網および職員招集・参集に関すること。

（３）避難場所、避難経路、避難手段および避難方法に関すること。

（４）防災教育および避難訓練に関すること。

（５）入所者情報に関すること。

（６）食糧、飲料水、医薬品等の備蓄、入所者移送資機材等の確保に関すること。

（７）その他原子力災害対策について必要な事項に関すること。

|  |
| --- |
| （解説）・　委員会の開催回数は、施設の実情に合わせて定めること。* 平常時より施設内で原子力災害対策に関する情報を共有しておくことが非常に重要であるので、第８条第２項各号に定める事項以外にも必要な審議検討事項がある場合は明示すること。
* 特に緊急時における情報伝達の手段・方法の確立、避難場所・避難経路・避難手段・避難方法の選定等、防災教育、避難訓練に関しては、県および市町と協力して取り組むこと。
* 市町の地域防災計画が改訂された場合には、適宜避難計画の見直しを行うこと。
 |

（緊急連絡体制および入所者情報の整理）

第９条　情報班は、市（町）の協力を得て、原子力災害に備え、緊急時における情報伝達の手段および方法を確立し、伝達事項を確認するほか、原子力災害時緊急連絡網および職員招集・参集方法を確立する。

２　情報班は、緊急時における入所者の家族等への連絡方法を確認するほか、入所者個々の心身の状態等を記載した入所者情報カード（別紙１）を作成するものとする。

３　原子力災害時緊急連絡網および職員招集・参集方法は、緊急連絡先一覧（別紙２）のとおりとする。

|  |
| --- |
| （解説）* 次に掲げる内容は必ず事前に決めておくこと。

①原子力災害時における行政機関等との情報収集・伝達方法②施設内での情報伝達方法③時間帯に応じた確実な情報伝達方法および代替手段④施設間や入所者の家族等への連絡方法* 大規模自然災害等による情報伝達手段（電話・FAX等）の機能喪失を想定して、複数の伝達手段を確保しておくこと。
* 夜間、早朝、休日における非番職員の招集・参集方法は、役職、居住地、交通手段等を考慮して決定すること。
* その際、職員ごとに、参集手段（徒歩・通常の通勤手段など）によって、どの程度の時間で参集できるか確認しておくこと。
* 不測の事態により指定していた参集可能職員が参集できない場合または参集が遅れる場合に備えて、あらかじめその代替人員と代理順位（居住地が近い順、先に到着した順など）を定めておくこと。
* 必要に応じて、自主防災組織等や他施設への支援要請など連携の構築も検討すること。
 |

（原子力防災教育）

第１０条　教育班は、市（町）の協力を得て、原子力災害時において適切な行動がとれるようにするため、原子力災害についての入所者および職員の理解と関心を高める原子力防災教育を行う。

２　原子力防災教育は、次の各号について行うものとする。

（１）原子力災害に関する基礎的知識

（２）避難計画の周知徹底

（３）原子力災害時に入所者および職員が具体的にとるべき行動に関する知識

（４）避難場所、避難経路、避難手段、避難方法その他避難対策に関する知識

（５）非常持出品の準備等防災対策に関する知識

（６）避難生活に関する知識

（７）その他原子力防災対策について必要な知識

|  |
| --- |
| （解説）* 避難開始時には集団で避難することになるため、役割分担、行動手順、避難場所、避難経路、避難誘導方法は重点的に教育を行うこと。
* 防災教育方法はマンネリ化しないよう創意工夫して行うよう努めること。
* 防災教育の実施に際しては、必要に応じて、入所者の家族等にも参加を要請すること。
 |

（原子力災害避難訓練）

第１１条　訓練班は、市（町）の協力を得て、原子力災害時における避難等の防護措置の円滑な遂行を図るため、原子力災害避難訓練を企画するものとする。なお、火災訓練等と併せて実施することを妨げないものとする。

２　原子力災害避難訓練は、年○回以上実施するものとし、入所者および職員が参加して、情報の伝達、避難誘導を連携して行うものとする。なお、必要に応じて、地域の自主防災組織の参加、消防機関等の指導を要請するものとする。

３　原子力災害避難訓練実施後は、委員会において、その実施効果等の検証を行うものとする。

|  |
| --- |
| （解説）* 実動訓練や机上訓練を問わず訓練時には、「実際の避難時に混乱すると思われる点を重点的に確認する」など目的を明確にして行うこと。
* 避難訓練は、入所者の実態に応じたものとなるよう工夫して行うとともに、訓練実施後は、必ず検証を行い、課題等がある場合は、それを避難計画に反映させること。
* 避難訓練の実施回数は、法令や条例に定めがある場合は、それに従うこと。
* 避難訓練の実施に当たっては、消防署や地域の自主防災組織等の協力を得るほか、地元自治体の訓練にも参加するよう努めること。
 |

（備蓄および点検）

第１２条　備蓄・点検班は、食糧・飲料水・医薬品等の備蓄、入所者の移送に必要な資機材の確保、非常用自家発電機等の整備を行うとともに、これらの点検を定期的に行うものとする。

２　備蓄・点検班は、施設での避難活動に支障とならないよう、施設の安全確認、危険物等の安全点検および消防用設備の作動確認等を定期的に行うものとする。

３　備蓄物資の種類および数量は、備蓄品・非常持出品リスト（別紙３）のとおりとする。

４　前３項の備蓄は、施設の防災対策等のため別に備蓄があるときは、これに替えることができる。

|  |
| --- |
| （解説）* 避難の長期化に備え、入所者および職員が最低限度の生活を維持できるよう、３日分程度の食糧、飲料水、医薬品、介護用品等の備蓄に努めること。（飲料水については、１日１人３リットルを基準とする。）
* 入所者の特性に応じた生活物資や資機材をリストアップするとともに、備蓄した食糧や医薬品は有効期限切れにならないよう、定期的に在庫チェックし、常に必要量を確保するよう努めること。
* 日頃から防災設備や非常用発電設備等施設設備の点検を行い、異常がある場合や不備欠陥設備等については速やかに改善すること。
* 施設の耐震性・耐火性を確保するとともに、放射線からの影響を低減させるために窓等の気密性を向上させるよう努めること。
* 避難生活を余儀なくされ、長期間、施設に戻れなくなる場合に備えて、常時、暖房器具類の管理はもとより、危険物の保管状況についても、十分に点検・確認を行い、異常がある場合や不備欠陥設備等については速やかに改善すること。
 |

（避難場所、避難経路、避難手段および避難方法）

第１３条　委員長は、県および市（町）と協議して、原子力災害時において入所者および職員を集団的に避難させる場合に備え、あらかじめ避難場所、避難経路、避難手段および避難方法を定めるものとする。

２　前項で定めた内容は、施設内に掲示する等適当な方法により入所者および職員に周知するものとする。

３　避難手段および避難方法は、入所者情報カード（別紙１）にも記載するものとする。

|  |
| --- |
| （解説）* 原子力災害時に無用な被ばくを回避するためには、県および市町との連携が重要。
* 県または市町が選定・確保している避難場所、避難経路および避難手段を確認した上で、入所者の状況に応じた避難方法を決定すること。
* 入所者の避難を安全かつ迅速に実施するための支援体制（避難誘導者の人数・職種、必要な資機材など）を定めておくこと。
* 入所者の家族等への引継ぎについて、その可能性と方法を家族等とあらかじめ確認しておくこと。
 |

第３章　緊急事態応急対策

（応急対策本部の設置）

第１４条　施設管理者は、市（町）等から、東北電力女川原子力発電所で重大なトラブルが発生したという情報を入手した場合には、施設内に施設管理者を本部長とする応急対策本部を設置する。

２　応急対策本部は、本部長、副本部長、連絡調整班、安全確認班、応急物資班、避難誘導班、救護班で編成し、副本部長および各班の責任者は組織の委員となる。

|  |
| --- |
| （解説）* 原子力災害発生時における避難を安全かつ迅速に行うため、施設の規模等に応じて、役割分担および指揮系統を明確にした組織を編成すること。
* 例えば、災害時における情報収集、連絡調整、安全確認、応急物資確保、避難誘導といった役割ごとに班を編成し、その業務内容をわかりやすく、できる限り詳細に決めておくこと。
* 夜間等避難誘導者等が不足・不在の場合の初動対応を円滑に進めるため、少人数体制における初動対応も確認しておくこと。
* 対応要員の実効的な動員計画を検討して定めること。
* 応急対策本部を構成する人員は、第７条第２項に定める班と関連付けて分担を決めること。
 |

（本部長および副本部長の職務）

第１５条　本部長は、原子力災害応急対策の実施全般についての一切の指揮を行うものとする。

２　副本部長は、本部長を補佐し、避難状況を取りまとめ、本部長に事故があるときは、副本部長がその職務を行う。

|  |
| --- |
| （解説）* 本部長だけではなく、各班にも代理者を置くこと。
 |

（情報の伝達および応援要請）

第１６条　原子力事故等に関する情報を収集した者は、速やかに連絡調整班に報告しなければならない。

２　連絡調整班は、原子力事故等の情報を収集した場合は、直ちに本部長に報告するとともに、緊急連絡先一覧をもとに、市（町）の災害対策本部等と連絡を取り、正確な情報の収集と避難誘導等の応援要請を行う。

３　連絡調整班は、本部長の指示のもとに、緊急連絡先一覧（別紙２）により、非番職員に本部長の指示等を連絡する。

|  |
| --- |
| （解説）* 原子力災害発生後の初動対応とその後の避難活動を安全かつ迅速に行うために、関係者間の連携不足による情報の受伝達に混乱が生じないようにすること。
* 地元自治体の発表情報やテレビ、ラジオなどの災害情報など、最新の情報を把握すること。
* 原子力災害に関する正確な情報の収集と避難対応の伝達を行うため、速やかに県および市町災害対策本部の担当窓口に連絡し、今後の情報伝達手段や方法を確認するなど緊急時連絡体制を確立すること。
* 市町の災害対策本部とは可能な限り継続的に連絡を取り合い、施設の対応状況や支援要請を伝達すること。
* 少人数体制での勤務中に原子力事故等が発生した場合においては、非番職員は招集によりまたは自発的に参集すること。
* 必要に応じて、他施設や自主防災組織等への支援要請を行うこと。
 |

（施設の安全確認）

第１７条　安全確認班は、原子力事故等が発生した場合は、施設および危険物の安全確認、消防用設備の配備を行うとともに、屋内退避および避難に備えた措置を講じる。

|  |
| --- |
| （解説）* 複合災害を想定した施設設備の安全確認を行うほか、窓を閉めるなど原子力災害特有の対応を行うこと。
 |

（応急物資の確保）

第１８条　応急物資班は、原子力事故等が発生した時に備え、入院患者移送資機材および原子力防災資機材のリストを作成する。

２　応急物資班は、原子力事故等が発生した場合は、食糧、飲料水、医薬品、介護用品等、入所者移送資機材、原子力防災資機材および非常用自家発電機を確保する。

|  |
| --- |
| （解説）* 屋内退避や避難の長期化に備え、あらかじめ作成した備蓄品・非常持出品リスト（別紙３）をもとに、入所者の状況に応じた物資を必要量確保すること。
 |

（屋内退避）

第１９条　本部長は、市（町）災害対策本部から屋内退避指示があった場合は、その指示に基づいて、各班を指揮し、適切な屋内退避措置を講じる。

２　各班は、あらかじめ定めた行動チェックリスト（別紙４（災害発生時））をもとに行動するものとする。

３　入所者は、職員の指示に従うものとする。

|  |
| --- |
| （解説）* 屋内退避時には、すぐに施設内（屋内）に入り外に出ないようにし、ドアや窓を全部閉め、換気扇などを止めて、目張りするほか、窓から離れて施設の中央に退避するなど放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいするよう、できる限りの措置を取って被ばくの低減を図ること。
* 外から帰ってきた者は顔や手を洗い、食品にはフタやラップをするようにすること。
 |

（避難準備）

第２０条　避難誘導班は、原子力事故等が発生した場合は、本部長の指示に従い、入所者に現在の状況を伝達し、入所者の安全確認を行う。

２　本部長は、市（町）災害対策本部から避難準備に関する情報を収集した場合は、避難誘導班を指示し、入所者の避難準備をさせるものとする。

３　本部長は、市（町）災害対策本部に対し、入所者等の人数、避難に必要な車両や資機材の調達および支援者の派遣など避難に関する情報提供を行うものとする。

４　入所者の家族等への引継ぎは、あらかじめ定めていた方法により行うものとする。

|  |
| --- |
| （解説）* 入所者の状態を十分に把握した上で、心身の状態を悪化させないよう留意しながら、避難準備に取り掛かること。
* 入所者には、原子力事故等や防護措置に関する正確な情報を伝達して、動揺や不安の軽減に努め、安全な避難行動が取れるよう誘導すること。
* 要配慮者の避難には相当な時間を要するという理由により、要配慮者が入所している施設には、原子力事故等の発生後直ちに避難準備や避難指示が出されることも想定されるので留意すること。
 |

（避難）

第２１条　本部長は、市（町）災害対策本部から避難指示があった場合は、その指示に基づいて、各班を指揮し、入所者および職員を避難させるものとする。

２　各班は、あらかじめ定めた行動チェックリスト（別紙４）をもとに活動するものとする。

３　入所者は、職員の指示に従うものとする。

４　連絡調整班は、入所者の家族に避難先、出発予定時刻、到着予定時刻等を連絡する。

５　避難誘導班は、避難車両に同乗して避難中の入所者のケアを行うほか、避難後も避難場所での体制が整うまでの間のケアを行う。

６　応急物資班は、避難場所で使用する物資、資機材等を搬送するものとする。

７　本部長は、入所者を避難させた場合には、市（町）災害対策本部に報告するものとする。

|  |
| --- |
| （解説）* 避難時には、必要な避難手段を確保した上で、避難計画に定めている避難方法により入所者を安全に避難誘導して、県または市町災害対策本部からあらかじめ指定された避難経路によりあらかじめ指定された避難場所に迅速に避難すること。
* ただし、実際に発生した原子力災害の状況によっては、そのときに市（町）災害対策本部が指定した避難場所、避難経路、避難手段により避難する可能性がある。
* 避難の実施に当たっては、その時の状況に応じた判断を行い、被ばくを回避する措置を講じること。
* 災害用伝言ダイヤルサービスなど、事前に定めている原子力災害時の連絡方法により、家族等に入所者の状況を伝達すること。
* 家族等への引継ぎを行う場合は、あらかじめ確認していた方法により実施し、家族等が勝手に連れ帰ることがないよう、職員立会のもと、入所者や引受者の氏名、引継時刻を記録し、市（町）災害対策本部に対して、速やかにその旨を連絡すること。
* 屋内退避をした場合、避難開始した場合、入所者を避難場所まで避難させた場合などの施設の対応状況は、その都度、市（町）災害対策本部に対して連絡すること。
 |

第４章　避難中の対策

（避難場所における入所者のケア等）

第２２条　避難場所での入所者のケアについては、当該施設の施設設備の状況を踏まえて、可能な限り避難前と同レベルのサービス提供に努めるものとする。

２　避難が長期化する場合等には、入所者がより環境の整った入所施設に転所できるよう検討を行うものとする。

|  |
| --- |
| （解説）* 広域避難や避難の長期化に対しては、市（町）災害対策本部と調整し、入所者を他の施設で受け入れてもらえるようにすること。
* その場合には、受入先施設に、入所者への配慮事項等を伝達すること。
 |

（物資および人員の確保）

第２３条　応急物資班は、入所者のケアに必要な物資や介護職員等人員の不足状況を随時把握し、市（町）の災害対策本部に対し、不足する物資および人員の確保を要請する。

（入所者等の健康状態の把握・健康管理）

第２４条　救護班は、避難場所に避難した時点および毎日定時に、入所者の健康状態を把握し、異常があった場合には、医療機関等と連絡を取り適切に対処する。

２　救護班は、入所者に適切な食事の提供がなされるよう、入所者個々の健康状態や栄養管理情報に基づき、特別食等の提供を市（町）の災害対策本部に要請する。

|  |
| --- |
| （解説）* 避難の長期化といった慣れない環境での生活によるストレス等が心身の状態に影響を与えることが懸念されるので、入所者の健康状態を確認するなど体調管理を行うとともに、不安感を軽減するよう努めること。
* 心身の変調が著しい入所者に対しては、市町災害対策本部と調整して医師やカウンセラーの受診、受入可能な医療機関への入院を検討・要請すること。
 |

（入所者家族等への連絡）

第２５条　施設管理者は、入所者の避難完了時および入所者の健康状態に変化があった場合には、入所者家族および関係機関等へ連絡する。

* 様式等

別紙１　入所者情報カード

別紙２　緊急連絡先一覧（外部・内部）

別紙３　備蓄品・非常時持出品リスト

別紙４　行動チェックリスト（平常時・災害発生時）

　　　　原子力災害対策委員会の役割分担（例）

　　　　応急対策本部の役割分担（例）